

第三号議案

大分県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

大分県教育職員免許状再授与審査会規則を次のように定める。

令和七年二月三日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

大分県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則(令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。)第六条の規定に基づき、大分県教育職員免許状再授与審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

(委員)

第三条 省令第三条第一項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次に掲げる者とする。

- 一 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、大分県教育委員会が適当と認める者
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第四条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会の会議は、公開しない。

3 審査会の議事について特別の利害関係等を有する委員は、当該議事に加わることができない。

(委員以外の者の出席)

第五条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 審査会の庶務は、教育庁教育人事課において処理する。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日（令和七年二月七日）から施行する。

提案理由

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）の制定に伴い、大分県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要があるので提案する。

大分県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

1 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の施行について

教育職員等による児童生徒性暴力等が、児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とし、令和4年4月に施行された。

2 教育職員免許状再授与審査会とは

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、児童生徒等への性暴力等により教育職員免許状が失効した者又はその取上げの処分を受けた者（以下「特定免許状失効者等」という。）に対する免許状の再授与の可否について意見を述べるための教育委員会の附属機関

3 設置の経緯

教育職員免許状が失効した者又はその取上げの処分を受けた者は、3年経過することで、本人の申請により免許状の再授与をすることが可能である。

しかし、法施行に伴い令和4年4月以降に児童生徒性暴力等を行ったことにより特定免許状失効者等となった者に教育職員免許状の再授与をする場合は、再授与審査会の意見を踏まえ授与の可否を判断するものとされた。

（設置及び運営）

- ・再授与審査会は、都道府県教育委員会において設置する（法第23条）。
- ・省令に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県教育委員会規則で定める（法施行規則第6条）。

（施行日）

- ・教育職員免許状失効後3年が経過すると教育職員免許状の再授与が可能となること及び、法の施行日から3年経過した日が、令和7年4月1日であることから、同日までに再授与審査会規則を施行する必要がある。

※教育職員免許状の失効と取上げの処分について

失効は、懲戒免職処分をする者と免許管理者が同一である場合、免許状の効力を即座に無くすことができるため失効という。（※公立学校の教諭等が該当）

取上げは、懲戒解雇処分をする者と免許管理者が異なる場合、即座に免許状の効力をなくすことはできず、免許管理者が聴聞等の手続をとった後、免許状を返納するため取上げという。（※主に私学教員等が該当）

4 再授与審査会の組織と運営について

再授与審査会の組織及び運営については、以下のとおり。

○組織に関すること

委 員	内 容	国	県
人 数	5人以内		○

構成	・医療、心理、福祉、法律に関する専門的な知識及び経験を有する者 ・教育委員会が適当と認める者		○
任命権者	教育委員会が任命	○	
任期	2年（再任可）	○	
守秘義務	委員の守秘義務の遵守		○

○運営に関すること

審査会	内容	国	県
代表者	会長（委員の互選により選任）	○	
招集者	会長		○
定足数	委員の過半数の出席	○	
議決の方法	・再授与可：原則として出席委員の全員一致、一致しない場合は出席委員の過半数の同意 ・上記以外：出席委員の過半数の同意、可否同数の場合は会長が決定	○	
利害関係を有する委員の取扱い	議事について利害関係を有する委員は、当該議事への参加不可。		○
会議の公開	非公開		○
委員以外の者	委員以外の者の出席、意見聴取可		○
会の庶務	教育人事課		○
会長への委任	規則に定めるもののほかは、会長が審査会に諮って定める。		○

5 再授与の判断基準について

再授与を行うためには、少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要である。児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は基本的に再授与を行わないことが適当であり、授与権者は、このような考え方の下、自らの権限及び責任において、十分に慎重に判断する必要がある。

6 その他

令和4年4月以降の県内の特定免許状失効者等 10名

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）概要 ※令和3年6月4日公布

※令和5年6月23日公布の刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法の規定により令和5年7月13日一部改正

骨子

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、**教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止**、基本理念（**学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等**）、**文部科学大臣による基本的な指針の作成**、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（**データベースの整備等**）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 施行日：データベース関係の規定以外は、**令和4年4月1日**。データベース関係の規定は、**令和5年4月1日**。

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者

教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員

特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等（第2条第3項）：

- ① 児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること、
 - ② 児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること、
 - ③ 刑法第182条（面会要求、自撮り要求等）、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法違反の行為、
 - ④ 痴漢行為又は盗撮行為、
 - ⑤ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ
- ※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**

法が定める各施策

基本的な指針

- 各施策を総合的かつ効果的に推進するため文部科学大臣が策定。（第12条）
- ※ 作成・変更の際は内閣総理大臣（こども家庭庁）との協議を実施。
- 法に定める内容の他、右の内容等を明記。

- ・ 児童生徒性暴力等については原則懲戒免職処分とするべきこと
- ・ データベースには、当面、少なくとも40年間分の記録を蓄積
- ・ 採用希望者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**（第13条・第14条）
 - ・ 教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
 - ・ 児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**（第7条・第15条）
 - ・ 国によるデータベースの整備、都道府県 教委による迅速な記録の実施教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**（第16条）
 - ・ 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**（第17条）
 - ・ 定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**（第18条・第19条）
 - ・ 相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - ・ 学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - ・ 報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護・支援**（第20条）
 - ⇒ 上記の規定は、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者についても準用（第21条）

教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**（第22条）
 - ・ 免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
 - ・ 再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**（第23条）
 - ・ 都道府県教委に設置
 - ・ 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。